

# 米国の再保険担保規制改革の動向

主任研究員 杉浦 友

## 目 次

1. はじめに
2. 認定管轄区域・認定再保険会社制度
  - (1) 概要
  - (2) 認定管轄区域 (QJ)
  - (3) 認定再保険会社 (CR)
3. 米国・EU カバードアグリーメント
  - (1) 背景
  - (2) 概要
  - (3) 再保険モデル法・モデル規制の改正
4. おわりに

## 要旨

米国の保険会社から受再する米国外の保険会社に対して、引受負債相応額の 100%以上の担保を求める米国の再保険担保規制は、長年にわたりわが国損害保険会社にとって対米主要課題の 1 つであったが、近年になって規制緩和に向けた改革が進められている。

2015 年に全米保険監督官協会 (NAIC) が開始した認定管轄区域制度によって、監督制度が所定の基準を満たすと認められた、わが国を含む管轄区域に所在する保険会社には、審査に基づいて一定割合の担保減額が認められるようになった。また、2017 年に締結された米国・EU の二者間合意 (カバードアグリーメント) によって、EU の保険会社は複雑な審査等を経ずに米国の再保険担保要件が免除されることとなり、カバードアグリーメントの取決めと認定管轄区域制度との調整も図られている。

米国再保険市場の重要性に鑑みて、わが国損害保険業界は一連の改革について積極的に意見を表明してきた。2018 年から 2019 年にかけての NAIC における関連法規制改正の議論の進展に伴い、主要な改革に一定の区切りがつつあるとも言えるが、わが国損害保険会社においては、今後も関連法規制・合意の履行状況やそれらが実際に事業活動・競争環境に及ぼす影響等を注視していくことが重要であると考えられる。

## 1. はじめに

米国では長年にわたり、米国外の再保険会社<sup>1</sup>が米国の保険会社から受再する際の主な要件として、当該再保険会社の信用リスク水準に関係なく一律に、引受負債相応額の100%以上の担保<sup>2</sup>（信託勘定）を認定された米国の金融機関内に確保することが求められてきた<sup>3</sup>。このような再保険担保要件は、米国（出再保険会社が本拠を置く州・その他の州）の再保険会社に適用される要件と比べて過度に厳格であること、担保を米国に置くことで、投資等の他用途への資本の有効活用ができず、柔軟な経営が妨げられること等を理由として、米国外の保険業界・当局は規制緩和・撤廃を求めてきた<sup>4</sup>。わが国損害保険業界も、規制改革及び競争政策イニシアティブ<sup>5</sup>等の日米政府間対話の枠組や全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners：以下「NAIC」）<sup>6</sup>によるパブリックコメント等の機会を通して、積極的な働きかけを展開してきた。

こうした状況を背景として、2000年代に入ってから、NAICにおいて再保険規制改革の検討が本格化した。2015年には、再保険監督制度が所定の基準を満たし、米国の制度と同等性を有すると認められた管轄区域に所在する再保険会社に対して、信用リスク水準に応じた再保険担保減額を認める、認定管轄区域（Qualified Jurisdiction：以下「QJ」）制度が開始し、日本を含む7管轄区域が認定された。また、2017年に締結された米国・EUの政府間合意（カバードアグリーメント）によって、所在する管轄区域（国）がQJであるか否かを問わず、基本的にEUの再保険会社は米国の再保険担保要件が免除されることとなった。NAICは、カバードアグリーメントの内容に即した関連法規制の改正を進めるとともに、同内容とQJ制度の要件との調整を図っている。

本稿では、わが国損害保険会社への影響の観点を踏まえて、QJ制度・カバードアグリーメントの概要、およびNAICの関連動向<sup>7</sup>を説明する。本稿が、米国の保険会社から受再するわが国損害保険会社が、当該制度の展望や米国・EU等の再保険会社との公正な競争環境の確保を考慮する際の一助となれば幸いである。なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属組織を代表するものではないことをお断りしておく。

<sup>1</sup> 本稿では「再保険会社」は、再保険専業であるか否かを問わず、受再保険会社全般を指すものとする。

<sup>2</sup> 認められる資産としては、現金、特定の要件を満たす譲渡性預金、信用状、投資資産等があり、これらは適正市場価値で評価される（NAIC, “Credit for Reinsurance Model Regulation”（2011）ほか）。

<sup>3</sup> 本稿で再保険担保要件（規制）と記す場合、この内容を指すものとする。同要件を満たさない場合、出再保険会社は貸借対照表上で当該契約の出再効果が認められない（責任準備金の控除が認められない）。

<sup>4</sup> 日本、スイス、バミューダ、EU加盟国等、主な再保険市場の当局は、クロスボーダーの再保険取引に対して担保要件を課していない。NAICは、一律の担保要件を課すことにより、当該再保険会社が所在する管轄区域の規制監督枠組の十分性を評価する必要がなくなるとして、米国市場の健全性・消費者保護の観点での有用性を主張してきた（NAIC, “U.S. Reinsurance Collateral White Paper”（2006.3））。

<sup>5</sup> 2001年から2009年まで実施された、日米政府による要望書交換・両国首脳への報告書提出を目的とする枠組であり、1997年から実施されていた日米規制緩和対話を発展的に解消して立ち上げられた。

<sup>6</sup> 各州の保険長官（当局）が参加する基準策定・規制支援組織。米国では州別の保険規制が実施されているが、NAICが策定する各種モデル法・規制を各州が採択し、適宜州別の法規制を調整することによって、規制の統一化が図られている。NAICにはモデル法・モデル規制に関する監督権限はなく、各州にこれらを遵守させる強制力もないが、認証プログラムを通して遵守を促している（脚注10参照）。

<sup>7</sup> 本稿では基本的に2019年5月1日時点までの動向を取り上げる。

## 2. 認定管轄区域・認定再保険会社制度

本項では、所定の基準を満たした管轄区域に所在する保険会社に一定割合の担保減額を認める、認定管轄区域（QJ）・認定再保険会社（Certified Reinsurer：以下「CR」）制度について説明する。

### (1) 概要

2011年にNAICは、約10年にわたる検討を経て、米国の保険会社から受再する米国外の再保険会社に対して再保険担保減額を認める、関連モデル法・モデル規制<sup>8</sup>の改正版を採択した。これらの改正版では、担保減額の条件として以下が挙げられている。

- 当該再保険会社の所在する管轄区域が、同等性のある管轄区域（QJ）<sup>9</sup>と認められていること
- モデル法導入州の当局による審査の結果、当該再保険会社への担保減額の適用が適切であると評価され、当該社がCRと認められていること

なお、原則として、NAICのモデル法・モデル規制に各州への強制力は無く、導入は各州の任意とされている。NAICは、再保険モデル法・モデル規制の実効性を高めるため、2019年1月から同モデル法・モデル規制を、各州のソルベンシー規制の十分性を評価する取組である、認証プログラム（Accreditation Program）<sup>10</sup>の対象に含めている<sup>11</sup>。2019年5月時点では、43州が同モデル法・モデル規制（2011年改正版）を実施している。これらに加えて、6州、ワシントンD.C.およびプエルトリコが、同モデル法のみを実施している<sup>12</sup>。

### (2) 認定管轄区域（QJ）

#### a. NAICによるQJリストの作成

再保険モデル規制においては、個別州の保険長官が最終的に米国外の管轄区域の同等性を判断し、QJリストを作成・公表することとされているが、この判断を補助しQJ制度を円滑にするために、まずはNAICが米国外の管轄区域の再保険監督制度を評価し、各州が参照できるQJリストを作成・維持するというプロセスが採用されている。

<sup>8</sup> 本稿では、当該モデル法・モデル規制（Credit for Reinsurance Model Law および Credit for Reinsurance Model Regulation）を「再保険モデル法・モデル規制」と記載する。

<sup>9</sup> なお、NAICの認証プログラム（脚注10参照）の要件を満たした米国の管轄区域もQJとなる。

<sup>10</sup> 特に複数州で営業する保険会社の規制を念頭に、各州がソルベンシー規制の基本的な水準を満たしていることを州当局間で相互評価・認証するプログラムであり、考慮されるモデル法・モデル規制の分野には、再保険、リスク管理・ソルベンシーの自己評価、財務報告、ガバナンス・開示等が含まれている（2020年1月から対象とされるものを含む）。

<sup>11</sup> NAIC, “New or Revised Financial Solvency Regulation-Related Model Laws and Regulations Status Regarding Consideration for Accreditation” (2019.4)

<sup>12</sup> NAIC, “SMI Dashboard” (2019.5)

再保険モデル法・モデル規制では、各州当局は管轄区域を **QJ** と認定するか否かを判断する際に、この **NAIC** のリストを考慮しなければならないとされている。

リスト作成のために **NAIC** が行う評価の手法・手順は、複数回のパブリックコメントを経たうえで策定された。これらに則って評価が実施された結果、2015年1月1日に7つの管轄区域（日本、バミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、スイス、イギリス）<sup>13</sup>が **NAIC** の **QJ** リストに掲載された。

## b. **QJ** 評価手順

**QJ** 認定のための主な評価の手順としては、以下が定められている<sup>14</sup>。なお、評価の基となる情報の分野として、図表1のセクションAからGが掲げられており、それぞれについて評価手法が定められている。

- 米国外の管轄区域に **QJ** 評価プロセスに参加する意向があること<sup>15</sup>が確認され次第、**NAIC** ウェブサイトでその旨が公示され、当該区域の **QJ** 評価に関するパブリックコメントが実施される。
- 国際通貨基金および世界銀行による金融セクター評価プログラム（**Financial Sector Assessment Program**）の報告書・国際基準の遵守状況に関する報告書（**Reports on the Observance of Standards and Codes**）、およびその他の一般公開情報に基づいて、図表1のセクションAからGに定める情報に関する評価が実施される。この際に評価対象区域の当局に対して、これらの一般公開情報を更新・補足するための情報提出が要請される。
- さらに状況に応じて、評価対象区域の当局や当該区域に所在する再保険会社に対して、再保険監督制度の十分性を判断するために必要とされる追加情報の提出が要請される。
- 必要に応じて、評価対象区域の再保険監督制度に関するオンサイト評価が実施される。
- 上記の手順で収集された情報、および国際機関、米国の連邦機関、州当局、格付機関、その他の関係組織等から得られた情報が適宜考慮されたうえで、評価対象区域に関する初期評価報告書が作成される。
- 初期評価報告書は機密扱いとされ、**NAIC** の再保険タスクフォース傘下の **QJ** ワ

---

<sup>13</sup> これらのうち、バミューダ、ドイツ、スイス、イギリスは、再保険モデル法・モデル規制の改正以前に、フロリダ州およびニューヨーク州で導入されていた **QJ** 制度に類似した枠組において、監督制度の同等性が認められていた。

<sup>14</sup> **NAIC**, “Process for Developing and Maintaining the **NAIC** List of Qualified Jurisdictions” (2014.8)

<sup>15</sup> **NAIC** による **QJ** 認定のための評価は、情報提供および必要に応じたオンサイト評価の受入など、当該管轄区域の保険当局の一定の協力を前提としている。対日評価にあたっては、わが国金融庁が対応し、保険業界も協力した。

ーキンググループがその妥当性を検証し、**QJ** 認定の初期判断を下す（評価対象区域には初期判断に対する意見表明の機会が与えられる）。

- **QJ** ワーキンググループによって作成された最終評価報告書を、再保険タスクフォースおよび執行委員会・総会が承認することで、評価対象区域の **QJ** リストへの掲載の可否が決定する。
- **QJ** の当局は米国の州当局との間で、当該区域に所在する **CR** に関して、機密扱いで情報を共有することについて合意する必要がある。

同等性が認められ、**QJ** リストに掲載された管轄区域は、当該区域の再保険監督制度の変更等に応じた継続的再評価、および 5 年に 1 度の定期的再評価の対象となる。ただし、定期的再評価については、妥当と判断された場合には簡略な手順が認められる。

**図表 1 QJ 評価で参照する情報の指標**

セクション A	法律・規制
セクション B	規制実務・手続
セクション C	米国に所在する再保険会社に適用される規制
セクション D	監督協力・情報共有
セクション E	評価対象区域の再保険会社の業績
セクション F	米国の最終判決の執行に関する制限
セクション G	清算手続（裁判所の認めた方法に従って複数の債権者との間の保険債務を一括して清算する手続）

（出典：NAIC, “Process for Developing and Maintaining the NAIC List of Qualified Jurisdictions” (2014.8) をもとに作成)

### (3) 認定再保険会社 (CR)

#### a. 担保減額の申請・審査

**QJ** に認定された管轄区域に所在する再保険会社からの申請に基づいて、窓口となるモデル法・モデル規制適用州が当該社の審査を行い、**CR** の認定および再保険担保減額の程度（所要担保割合）を判断・決定する。基本的な手順は以下のとおりである<sup>16</sup>。

- **CR** 認定・担保減額措置の適用を希望する、**QJ** に所在する再保険会社が、モデル法・モデル規制適用州に審査を申請する。
- 申請を受けた州が当該再保険会社の「リード州」となり、当該州当局は申請を受けた旨を NAIC の再保険財務分析ワーキンググループ<sup>17</sup>に通知する。

<sup>16</sup> NAIC ウェブサイト、Mayer Brown, “The NAIC Process for Developing and Maintaining the NAIC List of Qualified Jurisdictions for Certified Reinsurers” (2014.11) ほか。なお、**QJ** と同様に、**CR** についても個別州の保険長官がリストを作成・公表することとなっている。

<sup>17</sup> 同ワーキンググループは、州当局による所要担保割合の検討・決定に関する支援、州当局間の関連議論・協力の促進、**QJ** 認定に関するアドバイスの提供、**CR** 認定・所要担保割合の水準に関する州間での統一性の確保などに取り組むとされている。

- リード州は、NAIC のスタッフによる支援を適宜受けて、当該再保険会社の評価を実施し、評価報告書を再保険財務分析ワーキンググループに提出する。
- 再保険財務分析ワーキンググループのメンバーは、評価報告書をレビューするとともに、リード州による最終的な CR 認定や所要担保割合の区分の決定に関して、リード州に意見を示したり、質問したりすることができる。
- リード州が最終決定の内容を当該再保険会社に書面で通知する。
- CR 認定を受けた再保険会社は、その他の州に担保減額を申請する際に、パスポートティングと呼ばれる簡略化された手続の使用を求めることが可能となる。

CR 認定を受けるためには、一定の資本水準の充足、複数の特定の格付機関<sup>18</sup>による財務格付の獲得といった要件、および当該州当局により合理的に課せられたその他の要件を満たす必要がある。また、州当局は各 CR について、財務格付、過去の再保険契約の履行、所定様式での報告、監査報告、過去に講じられた規制措置等の要素を適宜考慮したうえで、図表 2 のとおり所要担保割合に応じた区分を決定する<sup>19</sup>。州当局が CR 区分を決定する際に参照しうる財務格付の水準は、図表 3 のとおり設定されている。

**図表 2 CR 区分と所要担保割合**

区分	所要担保割合
Secure-1	0%
Secure-2	10%
Secure-3	20%
Secure-4	50%
Secure-5	75%
Vulnerable-6	100%

(出典：NAIC, “Credit for Reinsurance Model Regulation” (2011) をもとに作成)

**図表 3 CR 区分の決定に必要とされうる格付水準**

区分	A.M. Best	Standard & Poor's	Moody's	Fitch Ratings
Secure-1	A++	AAA	Aaa	AAA
Secure-2	A+	AA+, AA, AA-	Aa1, Aa2, Aa3	AA+, AA, AA-
Secure-3	A	A+, A	A1, A2	A+, A
Secure-4	A-	A-	A3	A-
Secure-5	B++, B+	BBB+, BBB, BBB-	Baa1, Baa2, Baa3	BBB+, BBB, BBB-
Vulnerable-6	B, B-, C++, C+, C, C-, D, E, F	BB+, BB, BB-, B+, B, B-, CCC, CC, C,D, R	Ba1, Ba2, Ba3, B1, B2, B3, Caa, Ca, C	BB+, BB, BB-, B+, B, B-, CCC+, CC, CCC-, DD

(出典：NAIC, “Credit for Reinsurance Model Regulation” (2011) をもとに作成)

<sup>18</sup> A.M. Best、Standard & Poor's、Moody's、Fitch Ratings 等が認定格付機関とされている。

<sup>19</sup> 各 CR の区分は州当局のウェブサイトで公表されている。例えば、スイス再保険はミズーリ州（リード州）当局によって Secure-2 に区分され、90%の担保減額が認められている。

## b. パスポーティング

リード州で CR 認定を受けた再保険会社は、NAIC 再保険財務分析ワーキンググループが作成した書式<sup>20</sup>を用いたパスポーティングという簡略な手続によって、その他のモデル法・モデル規制適用州での CR 認定・担保減額の適用を求めることができる。この手順の概要は以下のとおりである。

- CR からパスポーティング適用のための申請・所定の情報提出を受けたリード州は、再保険財務分析ワーキンググループにその旨を通知し、関連情報を提出する。
- 同ワーキンググループは、非公表のレビューに基づいて、その他の州に対してパスポーティングの適用の可否に関する勧告を発出する。
- 最終的なパスポーティングの適用の可否は、申請を受けた州の裁量次第であり、適用する場合、当該州当局は、リード州による当該再保険会社の CR 認定および所要担保割合の区分の決定を参照しうる。

## 3. 米国・EU カバードアグリーメント

本項では、EU の再保険会社に対する米国の再保険担保要件の免除等を定めた、米国・EU の政府間合意（カバードアグリーメント）について説明するとともに、同合意を受けた再保険モデル法・モデル規制の改正の動向を取り上げる。

### (1) 背景

欧州では、欧州連合（European Union：以下「EU」）の新たな保険監督制度であるソルベンシー II が 2016 年 1 月に導入され、EU<sup>21</sup>の各管轄区域において導入に伴う法整備等が実施されてきた。ソルベンシー II の一環として、各国の保険監督当局で構成される欧州保険・年金監督当局（European Insurance and Occupational Pensions Authority）は、再保険監督、グループ・ソルベンシー、グループ監督の三分野に関して、ソルベンシー II と EU 域外の管轄区域（第三国）の保険監督制度との同等性を評価している<sup>22</sup>。再保険分野に関しては、ソルベンシー II の実施以降、所在する第三国の再保険監督制度の同等性が認められていない再保険会社には、EU の各管轄区域の判断によって、当該区域とのクロスボーダー再保険取引に対して、追加規制が課される可能性があるとされている。

米国の再保険監督制度はソルベンシー II との同等性を認められていないため、ソル

<sup>20</sup> この申請文書の共通フォーマット（チェックリスト）は、CR 認定・パスポーティングの手続の効率化を念頭に置いて作成されており、評価・審査において考慮される要件とともに、関連する州の法規制、要件に合致するか否か、参照・補助資料等を記載する欄が設けられている（NAIC, “Uniform Application Checklist for Certified Reinsurers (Initial and Renewal Applications)” (2017.12)）。

<sup>21</sup> ソルベンシー II は、EU 加盟国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた欧州経済領域（European Economic Area）で導入されているが、本稿では便宜上「EU」と記載する。

<sup>22</sup> 日本は再保険監督およびグループ・ソルベンシーの分野で同等性を認定されている。



ベンシー II が導入されて以来、欧州の一部管轄区域において米国の再保険会社の活動が制限されうる事態が生じ、これに対して米国保険業界から懸念の声が上がっていた。NAIC の調査では、実際には当該管轄区域の当局による具体的な措置の実施や米国社への正式な通知に至っていない事例を含め、以下のような懸念・可能性が示された<sup>23</sup>。

- ドイツ・アイルランドにおいて、米国社が再保険・保険事業を行う際には、拠点（支店）設置が求められる。
- イギリスにおいて、従来どおりの営業を続けるために、ソルベンシー II 規制の暫定的な適用除外を申請することが求められる。
- フランスにおいて、ソルベンシー II との同等性が認められていない管轄区域に所在する再保険会社との取引について、出再効果が認められない可能性がある。

EU 内の QJ（ドイツ、イギリス、フランス、アイルランド）において、米国の再保険会社に対して上記のようなソルベンシー II の厳格な規制が適用される一方で、米国側はこれらの QJ に所在する CR に対して再保険担保規制を緩和していることに鑑みて、NAIC では QJ 資格の見直しの可能性が議論されていた<sup>23</sup>。

## (2) 概要

欧州での米国の再保険会社への規制強化に関する懸念等が高まるなか、米国財務省および通商代表部（Office of the United States Trade Representative：以下「USTR」）は、2015 年 11 月に、EU との間でカバードアグリーメントの締結に向けた交渉を開始した。カバードアグリーメントは、米国の金融改革を進めるためのドッド・フランク法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010）で規定された合意の形式であり、米国外の管轄区域の保険・再保険規制が米国の州当局による保険・再保険規制下で達成されている消費者保護水準と実質的に同等の水準を確保していることを、（相互）承認するものである。

2 年以上に及んだ交渉を経て、財務省・USTR は 2017 年 1 月に、再保険分野を含む合意の最終文言を連邦議会に提出した。その後、2017 年 7 月の署名の意向表明を経て、同年 9 月に米国・EU の正式な署名が実現した。署名にあたっては、米国の保険業界や規制関係のステークホルダーの懸念への対応を明確化するための声明も公表された。

カバードアグリーメントの締結によって、5 年以内に、消費者保護に関して一定の基準を満たす EU<sup>24</sup>の再保険会社に対する、米国の州当局による再保険担保要件が撤廃されることや、EU で事業展開する米国の保険会社・再保険会社は、ソルベンシー II におけるグループ資本、ガバナンス、報告要件のほか、拠点設置・担保要件が免除されるこ

<sup>23</sup> NAIC, “Effect of Solvency II on Qualified Jurisdiction Status” (2016.12) ほか

<sup>24</sup> QJ 認定を受けていない管轄区域も含む。

と等が決定した。概要は図表4のとおりである。

米国によるカバードアグリーメントの締結は、EUとの合意が初の事例となった<sup>25</sup>。同合意は、州当局を代表するNAICではなく、財務省・USTRという連邦機関が主導したものであるが、米国では州別規制が採用されている。そのため、NAIC・州当局は、再保険担保要件の撤廃期限（5年以内）までに、関連法規制を整備し、具体的な実施方法を検討する必要がある<sup>26</sup>、カバードアグリーメントの内容を取り込んだ、再保険モデル法・モデル規制の改正を検討してきた。

**図表4 米国・EUカバードアグリーメントの概要**（注）

再保険担保要件の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5年の移行期間を経て完全実施される。財務健全性・マーケットコンダクトに関する所定の要件を満たしたEUの再保険会社に対して適用される。米国の連邦政府は、各州当局に対して、カバードアグリーメントの内容に応じた法規制の採用、EUの再保険会社に対する再保険担保要件の撤廃に向けた、段階的な担保減額を奨励する。</li> <li>○カバードアグリーメントの発効以前に成立した再保険契約、発生した損害、積み立てられた準備金は適用除外とする。既存の再保険契約の見直し等は求められない。</li> <li>○カバードアグリーメントは、各州の当局が、同じ要件を当該州に所在する米国の再保険会社にも適用する限り、EUの再保険会社への出再の条件として、再保険担保要件以外の要件を課すことを妨げられない。ただし、そのような要件が実質的に担保要件と同等の規制上の効果を持たないことを条件とする。</li> </ul>
グループ監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米国の保険会社・再保険会社は、EUで営業する際に、親会社がソルベンシーIIの定めるガバナンス、ソルベンシー、資本、報告に関するグループレベルの要件を満たすことは要求されない。</li> <li>○米国は、カバードアグリーメントへの対応として、グループ資本基準・要件を新たに策定する必要はない。</li> <li>○全世界の事業に関するEUのグループレベルの報告要件は、EUに関連会社を有する米国の保険グループには適用されない。</li> <li>○米国の規制監督当局は、米国で営業するEUの保険会社・再保険会社について、必要に応じて、契約者保護、金融安定、保険金支払能力に関する懸念に対処するために、当該保険会社のEUに所在する親会社に関する情報を入手することができる。</li> <li>○米国の規制監督当局は、米国で活動するEUの保険会社・再保険会社について、全世界のグループレベルのソルベンシーの自己評価の報告書の要約、またはそれに準ずる情報をEUの規制監督当局から受け取る。</li> <li>○米国の州当局が定めるグループ監督に係る報告要件は、当該グループの保険会社の米国での保険金支払能力に深刻な影響を及ぼすリスクと関連する場合には、引き続きEUの親会社に対して適用される。</li> </ul>

（注）本表は、米国の視点から、再保険分野に関連する主な対応をまとめたものである。

（出典：U.S. Department of the Treasury, “Statement of the United States on the Covered Agreement with the European Union”（2017.9）ほかをもとに作成）

<sup>25</sup> 2018年12月には、米国・イギリス間のカバードアグリーメントの署名が公表された。米国・EU間のカバードアグリーメントと類似する内容の同合意は、イギリスのEU離脱を踏まえて、イギリスが米国・EU間のカバードアグリーメントの対象でなくなり、関連する国内手続が完了した時点をもって、効力を発するとされている（HM Treasury, U.S. Department of the Treasury & Office of the United States Trade Representative, “Joint Statement on Signing the Bilateral Agreement on Prudential Measures Regarding Insurance and Reinsurance”（2018.12））。

<sup>26</sup> 州規制が整備されない場合、連邦当局が定める措置が州規制より優先される可能性がある（NAIC, “Notice of Public Hearing and Request for Comments Bilateral Agreement Between the United States of America and the European Union (EU) on Prudential Measures Regarding Insurance and Reinsurance (Covered Agreement)”（2017.12）ほか）。

### (3) 再保険モデル法・モデル規制の改正

#### a. 改正の方向性

NAIC は 2017 年 12 月から 2018 年 2 月にかけて、米国・EU 間のカバードアグリーメントの内容に沿った再保険モデル法・モデル規制の改正の方向性に関して、意見募集を行った。本件へのわが国損保業界の対応としては、日本損害保険協会が、「カバードアグリーメントでは、EU に所在する再保険会社に対する再保険担保要件が基本的に一律に撤廃されることを踏まえ、EU 外の QJ も EU の管轄区域がカバードアグリーメントで付与されるのと同様の利益（再保険担保要件の撤廃）を受けられるようにすべき」との主張を展開した。意見の概要は以下のとおりである<sup>27</sup>。

- 再保険担保要件の撤廃の対象を、EU および将来のカバードアグリーメント締結区域に所在する再保険会社に限定することは支持しない。規制の公平性・整合性等の観点から、EU 外の QJ に所在する再保険会社にも同等の扱いを確保すべきである。
- ある管轄区域が QJ の審査を受けたものの認定されなかった場合でも、カバードアグリーメントを締結すれば当該区域に所在する再保険会社の担保要件が撤廃される一方で、所定の監督水準を満たし QJ として認定された管轄区域に所在する再保険会社であっても、当該区域と米国がカバードアグリーメントを締結しない限り、複雑な手順を経ることが求められるうえに、担保要件の撤廃ではなく減額しか認められないという矛盾が生じる可能性がある（QJ の認定基準を満たさない管轄区域が QJ よりも有利に扱われる可能性を懸念）。
- 再保険会社の審査に関しても、EU と EU 外の QJ との間で基準を揃え、簡略的な手順を整備すべきである。

これに対して、2018 年 3 月に NAIC が示した方針<sup>28</sup>では、再保険モデル法・モデル規制の改正に際しては、EU 外の QJ に所在する再保険会社にも、カバードアグリーメントによって EU に所在する再保険会社に適用されるものと類似の再保険担保要件（撤廃）の適用を可能とするが、そのためには EU の管轄区域がカバードアグリーメントにおいて遵守を求められる基準（グループ資本計算を含む米国の州当局によるグループ監督手法や NAIC の主要なソルベンシー関連のイニシアティブの承認、情報共有要件の強化等）を EU 外の QJ も遵守する必要があるとの見解が示された。

<sup>27</sup> 日本損害保険協会「全米保険長官会議（NAIC）のカバードアグリーメント対応に係る意見募集に対する損保協会意見」（2018.2）

<sup>28</sup> NAIC, “Memorandum - Covered Agreement: Proposed Next Steps” (2018.3)

## b. 改正案に関する検討

NAIC は上記の方針を踏まえて、2018 年・2019 年に再保険モデル法・モデル規制の改正案に関する意見募集を複数回行った。同案は、2018 年 NAIC 秋季全国大会において、再保険タスクフォースおよびその上部委員会によって一旦採択されたが、財務省・USTR からの技術的な意見等を反映したうえで、2019 年 3 月から 4 月にかけてさらなる意見募集が実施された。直近の改正案の概要は以下のとおりである<sup>29</sup>。NAIC は同案を調整したうえで、2019 年 6 月までに採択することを予定している<sup>30</sup>。

- 新たに相互管轄区域（Reciprocal Jurisdiction：以下「RJ」）という区分を設ける。RJ に所在し、一定の要件<sup>31</sup>（最低資本・ソルベンシー要件、報告要件、再保険金の迅速な支払実績の維持等）を満たす再保険会社への出再について、再保険担保撤廃を認める。
- RJ に該当する管轄区域は、「米国とカバーダアグリーメントを結んだ管轄区域」、「NAIC の認証プログラム<sup>10</sup>の要件を満たした米国の管轄区域」、および「QJ のうち、以下を含む一定の追加要件を満たした区域」とする。
  - ・米国の再保険会社に対して、担保要件・拠点設置要件を課さないこと
  - ・当該 QJ 規制当局が、米国の保険会社・グループは、親会社に対する当該 QJ のグループ監督要件を満たす必要がないこと等を書面で示すことにより、グループ監督・グループ資本に係る米国の州の規制アプローチを承認すること
  - ・協力覚書等の取決めに沿って、当該 QJ が保険会社（親会社、子会社、関連会社）の情報を保険長官（米国の州当局）に適宜提供することを書面で示すこと
- 現行の QJ 認定と同様に RJ 認定に関しても、個別州の保険長官が RJ のリスト<sup>32</sup>を作成する際に参照できるよう、NAIC が RJ のリストを作成するとともに、その評価の基準・手順を定める。その際には、財務省・USTR 等の連邦機関と適宜連携することが想定される。

一連の意見募集に対して、わが国損害保険業界（日本損害保険協会）は、EU 外の QJ であるバミューダやスイスの関係団体とも連携したうえで、QJ が RJ と認められるための「一定の追加要件」が不必要に規範的なものとならないこと等を求める意見を表明してきた。主な意見は以下のとおりである<sup>33</sup>。

<sup>29</sup> NAIC, “May 1 Revisions to Model #785 Compared to March 7 Exposure Draft” (2019.5)、NAIC, “May 1 Revisions to Model #786 Compared to March 7 Exposure Draft” (2019.5)

<sup>30</sup> NAIC, “2018 Annual Report Shaping the Future” (2019.4)、NAIC, “Reinsurance (E) Task Force April 8, 2019, Minutes” (2019.4) ほか

<sup>31</sup> 米国・EU 間のカバーダアグリーメントの要件と同様のものが示されている。

<sup>32</sup> 個別州の保険長官は、RJ に所在し一定の要件を満たした再保険会社のリストも作成する。CR と同様に、これらの再保険会社の認定に関しても NAIC がパスポートリング手続を整備することとされている。

<sup>33</sup> 日本損害保険協会「全米保険長官会議（NAIC）のモデル法・モデル規制改正案への損保協会意見」

- 「米国の保険グループは、親会社に対する当該 QJ のグループ監督要件を満たす必要がないこと」や「保険会社の情報を保険長官（米国の州当局）に適宜提供すること」を「書面で示すこと」は、そのような状況が実質的に担保されていることが確認できれば十分であり、QJ における追加的な法規制・ガイドラインの整備等といった形式の指定は意図されていないことを確認したい。
- RJ に該当する QJ に所在する再保険会社が担保撤廃を認められるために充足すべき、当該 QJ の最低資本・ソルベンシー要件の水準は、既存の QJ・CR 評価で求められる水準と同等にすべきである。
- 各州の保険長官に認められている、RJ に該当する QJ への追加要件設定等に関する裁量は、法的安定性の確保の観点から、本改正の目的に反して拡大されることがないようにすべきである。
- 5 年ごとに実施される QJ の定期的再評価は簡略なものとするべきであり、また、RJ 認定のための「一定の追加要件」の充足状況も 5 年ごとに再評価するのであれば、簡略なプロセスを導入すべきである。

わが国損害保険会社の立場から考えると、日本が上記の「QJ のうち、一定の追加要件を満たした区域」に該当すると認定された場合には、EU（イギリスを含む）の再保険会社と同様に、QJ のプロセスと比較して簡略化されたプロセスでの再保険担保撤廃が認められる可能性がある。仮にそのような区域と認定されない場合には、引き続き QJ・CR 認定手順に沿って対応する必要があると考えられる。

### c. 関連手法・手順の更新予定

再保険モデル法・モデル規制の改正に伴い、関連する手法・手順の更新も予定されている。公表されている主な作業予定としては、以下が挙げられる<sup>34</sup>。

- QJ ワーキンググループが、QJ リスト作成のための評価の手法・手順を更新し、QJ が RJ として認定されるための要件等を追加する（2019 年秋季全国大会までに完了予定）。なお、RJ の評価手順も策定されるが、QJ の評価手順と類似したものになり、RJ 資格の撤回に関する基準・手順や、NAIC による RJ リストの作成手法等を含むとされている。また、QJ ワーキンググループは、2019 年中に、RJ の評価および現行 QJ の定期的再審査を実施することも予定している。
- 再保険財務分析ワーキンググループが、カバードアグリーメントに伴う再保険担保要件の変更、およびカバードアグリーメントの内容と QJ 制度の調整のため

(2018.7)、NAIC, “Reinsurance (E) Task Force 2019 Spring National Meeting Agenda and Materials” (2019.4) ほか

<sup>34</sup> NAIC ウェブサイト、NAIC, “Reinsurance (E) Task Force April 8, 2019, Minutes” (2019.4)、NAIC, “Reinsurance (E) Task Force November 17, 2018, Minutes” (2018.11)

の再保険モデル法・モデル規制の改正を取り込み、現行の CR 監視手法を更新する（2019 年秋季全国大会までに完了予定）<sup>35</sup>。

#### 4. おわりに

長年にわたって米国の保険会社から受再する日本の再保険会社にとって懸念であった、米国の再保険担保要件を巡る状況は、2015 年の QJ 制度の開始および今後予定されている RJ 制度の導入によって改善することが期待されている。しかしながら、QJ・RJ の評価手法・手順の更新・策定、各州でのモデル法・モデル規制の導入（州議会での採択を要する）、新たな QJ 制度・RJ 制度の運用等、未確定の要素も多く、一連の改革が実務面に及ぼす影響の評価には一定の時間を要すると考えられる。また、5 年ごとの QJ の定期的再審査（2019 年末までに完了予定）、カバードアグリーメントに基づく EU の再保険会社への再保険担保撤廃（2022 年までに完了予定）、米国・イギリス間のカバードアグリーメントの発効、再保険モデル法・モデル規制の付随的な改正の有無等、関連動向の進捗にも注意が必要である。

わが国損害保険業界は、米国再保険市場の重要性に鑑みて、NAIC への継続的な意見表明等の機会を活用してきたが、上記の改革の結果として米国内の再保険会社および他の管轄区域に所在する再保険会社との公正な競争条件が実際に確保されるよう、今後も関係当局等と連携しつつ、必要に応じて働きかけを行うことが重要となりうる。本稿で説明したとおり、州当局間（NAIC）で再保険担保規制改革に関する議論が本格化してから QJ 制度が開始するまでに約 15 年を要した一方で、連邦当局が主導したドッド・フランク法に基づく米国・EU（および米国・イギリス）間のカバードアグリーメントと、それを受けた RJ 制度の検討に関しては、比較的短期間で状況が進展してきた。本件の精査にあたっては、内外差別的な規制の是正という観点に加えて、米国特有の州当局と連邦当局との関係性およびそこから生じうる影響にも留意する必要があると考えられる。

---

<sup>35</sup> 同ワーキンググループは CR の財務ソルベンシーの確認・監視を行っているが、米国・EU 間のカバードアグリーメントの内容が実施された場合、EU に所在する多数の再保険会社（現行の CR 以外）が一時に対象に追加されることとなるため、より実効的な監視手法が必要になるとされている（NAIC, “Reinsurance (E) Task Force March 25, 2018, Minutes” (2018.3) ほか)。

## <参考資料>

- ・ 日本損害保険協会「全米保険長官会議（NAIC）のカバードアグリーメント対応に係る意見募集に対する損保協会意見」（2018.2）
- ・ 日本損害保険協会「全米保険長官会議（NAIC）のモデル法・モデル規制改正案への損保協会意見」（2018.7）
- ・ 日本損害保険協会「全米保険長官会議（NAIC）のモデル法・モデル規制改正案への損保協会意見」（2018.10）
- ・ Debevoise & Plimpton, “Debevoise In Depth NAIC 2018 Fall National Meeting Highlights”（2018.12）
- ・ Eversheds Sutherland, “Legal Alert: NAIC 2019 Spring National Meeting”（2019.4）
- ・ Eversheds Sutherland, “Legal Alert: NAIC Issues Updated Revisions to Credit for Reinsurance Model Law and Regulation to Address Covered Agreements”（2019.3）
- ・ Eversheds Sutherland, “Legal Alert: NAIC’s work continues on proposed changes to credit for reinsurance model law and regulation to address Covered Agreements”（2018.12）
- ・ HM Treasury, U.S. Department of the Treasury & Office of the United States Trade Representative, “Joint Statement on Signing the Bilateral Agreement on Prudential Measures Regarding Insurance and Reinsurance”（2018.12）
- ・ Mayer Brown, “The NAIC Process for Developing and Maintaining the NAIC List of Qualified Jurisdictions for Certified Reinsurers”（2014.11）
- ・ NAIC, “2018 Annual Report Shaping the Future”（2019.4）
- ・ NAIC, “Credit for Reinsurance Model Law”（2011）
- ・ NAIC, “Credit for Reinsurance Model Law Draft Considered for Adoption by Reinsurance (E) Task Force”（2018.11）
- ・ NAIC, “Credit for Reinsurance Model Regulation”（2011）
- ・ NAIC, “Credit for Reinsurance Model Regulation Draft Considered for Adoption by Reinsurance (E) Task Force”（2018.11）
- ・ NAIC, “Effect of Solvency II on Qualified Jurisdiction Status”（2016.12）
- ・ NAIC, “May 1 Revisions to Model #785 Compared to March 7 Exposure Draft”（2019.5）
- ・ NAIC, “May 1 Revisions to Model #786 Compared to March 7 Exposure Draft”（2019.5）
- ・ NAIC, “Memorandum - Covered Agreement: Proposed Next Steps”（2018.3）
- ・ NAIC, “New or Revised Financial Solvency Regulation-Related Model Laws and Regulations Status Regarding Consideration for Accreditation”（2019.4）
- ・ NAIC, “Notice of Public Hearing and Request for Comments Bilateral Agreement Between the United States of America and the European Union (EU) on Prudential Measures Regarding Insurance and Reinsurance (Covered Agreement)”（2017.12）
- ・ NAIC, “Process for Developing and Maintaining the NAIC List of Qualified Jurisdictions”

- (2014.8)
- ・ NAIC, “Reinsurance (E) Task Force 2019 Spring National Meeting Agenda and Materials” (2019.4)
- ・ NAIC, “Reinsurance (E) Task Force April 8, 2019, Minutes” (2019.4)
- ・ NAIC, “Reinsurance (E) Task Force August 6, 2018, Minutes” (2018.8)
- ・ NAIC, “Reinsurance (E) Task Force March 25, 2018, Minutes” (2018.3)
- ・ NAIC, “Reinsurance (E) Task Force November 17, 2018, Minutes” (2018.11)
- ・ NAIC, “SMI Dashboard” (2019.5)
- ・ NAIC, “Uniform Application Checklist for Certified Reinsurers (Initial and Renewal Applications)” (2017.12)
- ・ NAIC, “U.S. Reinsurance Collateral White Paper” (2006.3)
- ・ PwC, “PwC NAIC Newsletter December 2018” (2018.12)
- ・ Squire Patton Boggs, “Reinsurer Collateral Requirements Covered Agreements and US Credit for Reinsurance Model Law” (2018.12)
- ・ U.S. Department of the Treasury, “Statement of the United States on the Covered Agreement with the European Union” (2017.9)
- ・ Willkie Farr & Gallagher, “NAIC Report: 2019 Spring National Meeting” (2019.4)

#### <参考ウェブサイト>

- ・ 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- ・ ニッセイ基礎研究所 <https://www.nli-research.co.jp/>
- ・ 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>
- ・ 欧州保険・年金監督当局 (EIOPA) <https://eiopa.europa.eu/>
- ・ 全米保険監督官協会 (NAIC) <https://naic.org/>
- ・ Carlton Fields <https://www.carltonfields.com/>
- ・ Debevoise & Plimpton <https://www.debevoise.com/>
- ・ Eversheds Sutherland <https://www.eversheds-sutherland.com/>
- ・ Mayer Brown <https://www.mayerbrown.com/>
- ・ Missouri Department of Insurance <https://insurance.mo.gov/>
- ・ PwC <https://www.pwc.com/>
- ・ Sidley Austin <https://www.sidley.com/en/us/>
- ・ Squire Patton Boggs <https://www.squirepattonboggs.com/>
- ・ Willkie Farr & Gallagher <https://www.willkie.com/>